一二七　中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率を定める件　三一　68　二二六

一二八　中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件　三一　68　二二六

一二九　中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件　三一　68　二二六

一三〇　中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　68　二二六

一三一　中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　68　二二六

一三二　確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　68　二二六

一三三　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　68　二二七

一三四　中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　68　二二七

一三五　中小企業退職金共済法施行令第十六条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　68　二二七

一三六　中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　68　二二七

一三七　令和五年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定める件　三一　68　二二七

一三八　障害者活躍推進計画作成指針の一部を改正する件　三一　68　二二九

一三九　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件　三一　68　二三三

一四〇　補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件　三一　68　二三五

一四一　消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件　三一　68　二三六

一四二　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　三一　68　二三七

一四三　特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件　三一　68　二三八

一四四　特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を改正する件　三一　68　二三八

一四五　特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法の一部を改正する件　三一　68　二三八

一四六　特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件　三一　68　二三九

一四七　特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準の一部を改正する件　三一　68　二三九

一四八　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件　三一　68　二四〇

一四九　医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件　三一　68　二四一

一五〇　医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件　三一　68　二四一

一五一　消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件　三一　68　二四二

一五二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件　三一　68　二四二

一五三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件　三一　68　二四三

一五四　令和五年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率　三一　68　二四三

一五五　妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件　三一　68　二四四

一五六　医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件　三一　68　二四四